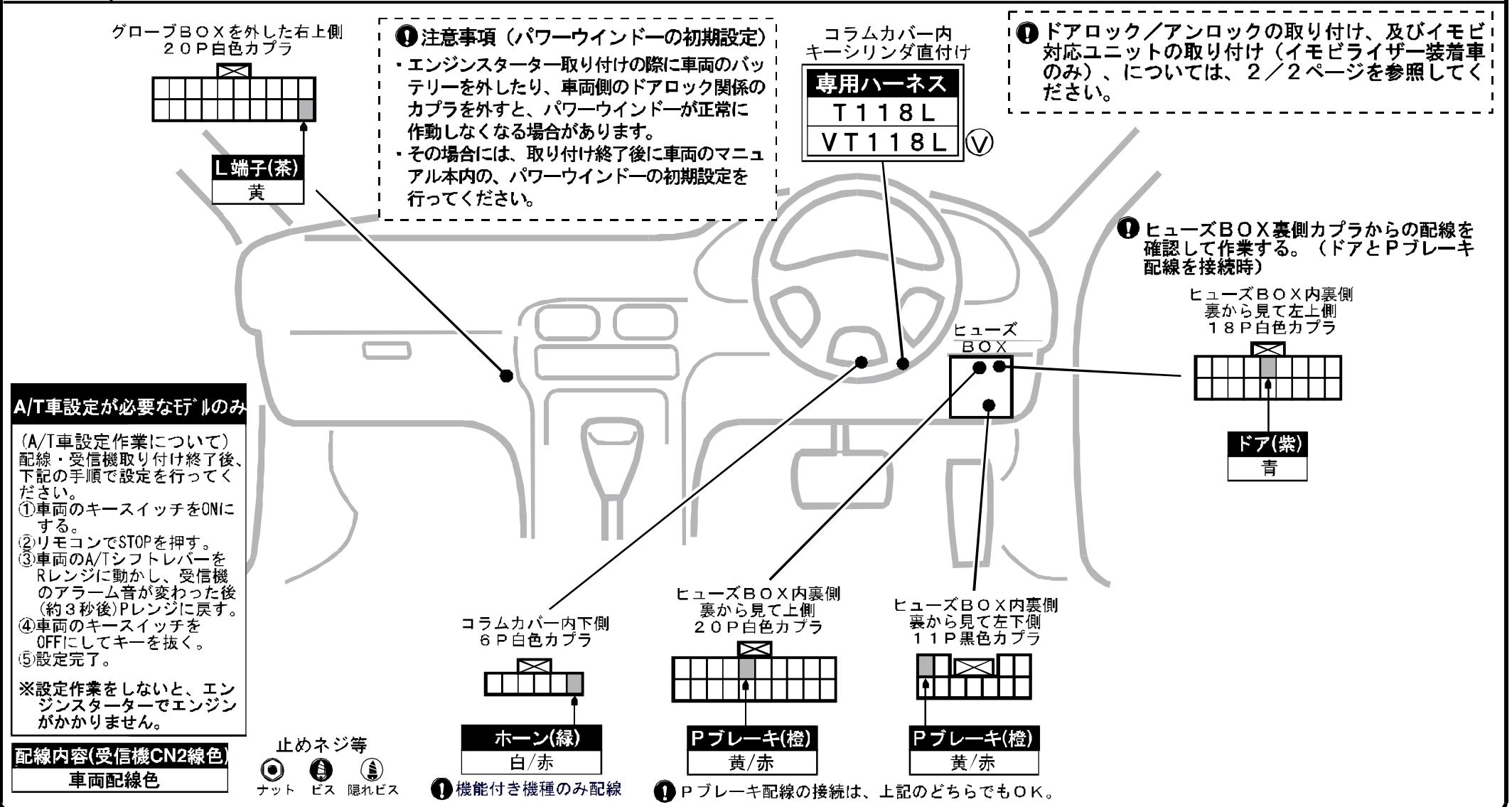


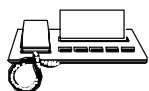
Install FAX Service

ES-89Light — 配線する信号は (L) 表示です。

平成14年 5月15日 作成
平成19年 9月 1日 更新
BOX No.105901

車両情報	トヨタ i s t	平成14年5月~	NCP6#系	1/2ページ	ES-89Light Type N.L. Opt.
	W i L Lサイファ	平成14年10月~	NCP7#系		





Install FAX Service

ES-89Light — 配線する信号は (L) 表示です。

平成14年 5月15日 作成
平成19年 9月 1日 更新
BOX No.105901

車両情報	トヨタ i s t	平成14年5月～	NCP6#系	2/2ページ
	W i L Lサイファ	平成14年10月～	NCP7#系	

① 注意事項

- エンジンイモビライザーシステムが装着されている車両は、エンジンスターターは、イモビライザー対応モデル（受信機に4極コネクタが付いているモデル）のみ取り付けできます。
- 取り付けの際は、T-7イモビ対応ユニット（EP088）を使用します。
- また、トヨタディーラーにて、イモビ対応ユニットの登録作業が必要です。
- 詳細は、イモビ対応ユニットの取付説明書を参照してください。

イモビアンブユニット
(キー照明と一体) の
7P 黒色カプラ

T-7 対応工外
7Pコネクタを割込接続

キーシリンダの下
2P 白色カプラ

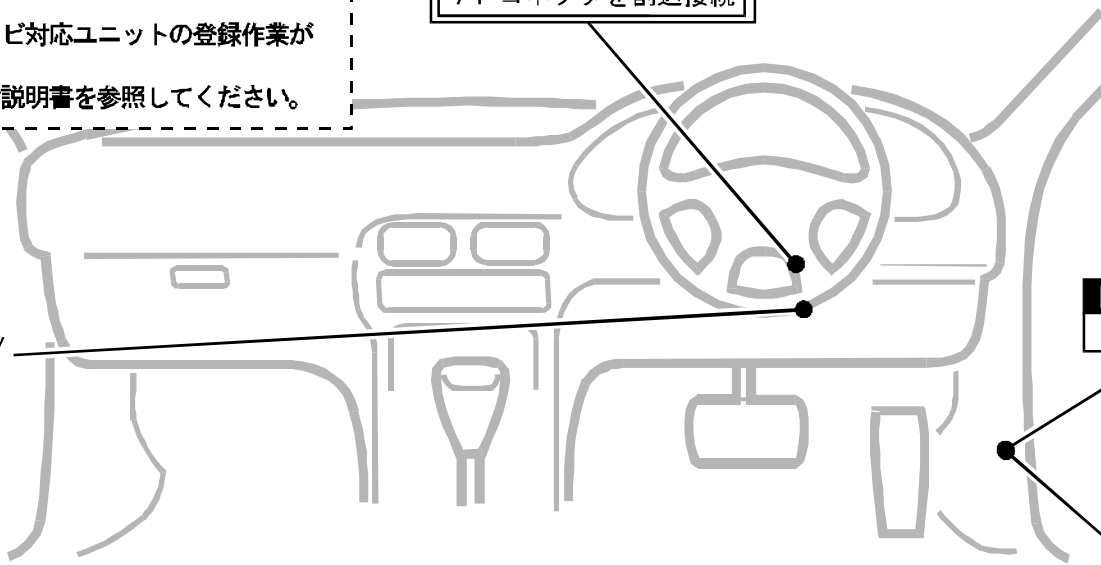


黄色配線の電圧
キーを抜いてある時 12V
キーを挿してある時 0V

キー検出 (桃)
黄

- イモビ対応ユニットの桃色線（キー差し込み検出線）を接続する。

配線内容(受信機CN2線色)
車両配線色



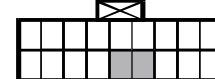
① 平成14年5月～17年5月
サイドカバー内
2個ある上側
14P 白色カプラ



(L) **ドアロック(灰)** 茶/黄
(L) **アンロック(黄)** 緑/黒

- ロック/アンロックの電圧は、通常時約3Vで動作時0Vです。

① 平成17年5月～
サイドカバー内
2個ある上側
18P 白色カプラ



(L) **アンロック(黄)** 緑/黒
(L) **ドアロック(灰)** 茶/黄

- ロック/アンロックの電圧は、通常時約3Vで動作時0Vです。

車種別専用ハーネスについての注意事項

共通追補版

平成19年 9月 1日

ES-89ProLight IIの盗難発生警報装置に関する注意事項

■ES-89ProLight II (ESL24) を取り付けする場合

①初年度登録が2006年(平成18年)7月以降の車両は、必ずヒューズ(25A)付きの専用ハーネス(VAS対応品)で取り付けをしてください。



❗車種別取付資料では、ヒューズ付き専用ハーネス(VAS対応品)を、左記のように記載しています。

VAS対応品の専用ハーネスは、頭文字がVで始まり、ⓧの表示をしてあります。

左記の場合、VT120LがVAS対応品です。

②初年度登録が2006年(平成18年)6月以前の車両に取り付けする場合、専用ハーネスはどちらを使用しても問題ありません。

■ES-89ProLight II (ESL24) 以外のエンジンスターターを取り付けする場合

※初年度登録年月に関係なく、専用ハーネスはどちらを使用しても問題ありません。

但し、旧型モデル(オートマチック車の認識設定を行わずに取り付けするモデル)については、旧型専用のハーネスを使用する場合がありますので、販売店にお問い合わせください。

ES-89ProLight IIの盗難発生警報装置に関する注意事項

ES-89ProLight IIは、盗難発生警報装置付きのエンジンスターターです。

このモデルは、平成18年7月より施行された道路運送車両法、盗難発生警報装置技術基準(新保安基準)に適合しており、全国自動車用品工業会(JAAMA)の盗難発生警報装置自主基準(VAS)を取得した製品です。

平成18年7月より運用を開始した新保安基準を遵守するため、取り付け等にあたっては注意が必要です。(以下を確認してください)

①初年度登録が2006年(平成18年)7月以降の車両は、新保安基準に該当します。

❗該当車両への取り付けは、ヒューズ付き専用ハーネス(VAS対応品)の使用が必須となります。

②盗難発生警報装置(機能)を使用する場合、全てのドア(バックドア等も含む)開検知が必要です。

❗該当車両は、全ドアの開検知ができるように、車種別取付資料を参照して取り付けをしてください。車両により、ドア検出ユニット(別売)が必要になります。

③登録証(全国自動車用品工業会自主基準登録証)は、必ずお客様にお渡しく下さい。

❗製品に付属の登録証は、取り付けされた車両の車検実施時に、製品が盗難発生警報装置技術基準に適合したものであることを証明するためのものです。必要事項をご記入の上、必ずお客様にお渡しく下さい。

なお、登録証があっても不適切な取り付け状態が確認された場合、車検時に不合格となることがあります。